

財務諸表に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法(但し、平成19年4月1日以前については、旧定額法による)

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・賞与引当金　－職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、医療機構独立行政法人福祉の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、広島県社会福祉協議会の退職共済制度によっております。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 社会福祉事業における拠点区分内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (3) 当法人では公益事業及び収益事業を実施していないので、事業区分別内訳書(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)は作成していない。
- (4) 各拠点区分におけるサービス区分は設定していない。

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地（基本）	24,067,639	0	0	24,067,639
建物（基本）	128,429,010	0	4,523,574	123,905,436
建物附属設備（基本）	9,780,789	0	2,356,766	7,424,023
合　計	162,277,438	0	6,880,340	155,397,098

7. 会計基準第3章4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

建物(基本財産)	100,221,662円
土地(基本財産)	11,559,271円
計	111,780,933円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	3,920,000円
計	3,920,000円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物(基本)	176,945,075	53,039,639	123,905,436
建物附属設備(基本)	39,628,260	32,204,237	7,424,023
土地	24,067,639	0	24,067,639
小計	240,640,974	85,243,876	155,397,098
その他の固定資産			
構築物	14,123,070	8,626,096	5,496,974
器具及び備品	49,682,043	39,802,478	10,466,865
ソフトウェア	851,100	614,940	236,160
権利	1,374,000	1,200,418	173,582
小計	66,030,213	50,243,932	16,373,581
合計	306,671,187	135,487,808	171,770,679

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内容並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし